

R 7 防災 徳島県全域 災害時物流体制構築業務 仕様書

1 目的

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生に備えるため、能登半島地震において明らかとなった災害時物流の課題を踏まえ、全国の自治体の先進事例も取り入れた上で、民間物流事業者（本県と協定を締結している物流事業者のことをいう。以下この仕様書において同じ）等とともに検討を行い、本県の「災害時物流体制確保マニュアル」の改訂を行う。

2 業務の名称

R 7 防災 徳島県全域 災害時物流体制構築業務

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日（水）まで

4 委託業務の内容

（1）全国の自治体における先進事例の収集・整理

全国の自治体が公表している災害時物流に係るマニュアルや指針、災害時の事例集等を基に、本県の「災害時物流体制確保マニュアル」の改訂に必要な情報の収集及び整理を行う。

（2）広域物資輸送拠点、地域内物資輸送拠点及び民間物資輸送拠点の図上検証

本県の災害時物流体制確保マニュアルに掲載されている

- ・「広域物資輸送拠点（県内8カ所）」
※県が定める物資輸送拠点であり、国のプッシュ型物資の受入れ拠点となる。
- ・「地域内物資拠点候補地（31カ所）」
※各市町村が定める物資輸送拠点であり、県が広域物資輸送拠点から発送した物資の受け入れ拠点となる。
- ・「民間物資輸送拠点（14カ所）」
※民間物流事業者が所有するトラックヤードや倉庫などで一定の広さがある施設であり、民間物資事業者の協力のもと、国において、広域物資輸送拠点の候補地としてリストアップされている。
- ・「民間物資輸送拠点」となっていない民間物流事業者の事業所であって、物資の受け入れ・仕分け・搬出が可能である施設

を地図上にマッピングした上で、四国地方整備局の「四国広域道路啓開計画」、県の「徳島県道路啓開計画」、及び県の新たな被害想定に基づく南海トラフ巨大地震発生時の津波浸水区域と重ね合わせを行い、

- ・南海トラフ巨大地震発生時の各拠点の被災の有無
- ・被災時における「広域物資輸送拠点」から「地域内物資拠点」へのアクセスルートの想定
- ・「広域物資輸送拠点」及び「民間物資輸送拠点」の代替施設候補の選定

の検討を行う。

(3) 広域物資輸送拠点に係る現地調査の実施

広域物資輸送拠点について現地調査を行い、本県の災害時物流体制確保マニュアルに記載されている物資配置図やトラック動線、待機場所等について不都合が無い
か検証を行うこと。

なお、現地には委託者から施設管理者へあらかじめ連絡を行った上で訪問することとし、可能な限り、徳島県トラック協会等、物流専門家の立ち会いを求めるものとする（物流専門家の立ち会いの調整については委託者が行う）。

(4) マニュアル改訂に係る検討会の運営

民間物流事業者や関係機関等で構成する検討会を設置し、開催する。

① 検討会の運営

民間物流事業者や関係機関等で構成する検討会（3回を想定）の運営支援を行う。

なお、検討会は「官民連携による災害時物流体制の強化」を目的とし、

○自治体が主体的に体制の構築・運用を行う現在の「災害時物流体制確保マニュアル」が想定している災害時物流体制において、民間物流事業者とどのように連携するか

○民間物流事業者が物資輸送拠点を主体的に開設・運用するなど、
「民間主導による災害時物流体制」の構築

上記の2つの視点で進める。

その上で、それぞれの視点に関して、

- ・既存の拠点の検証と確保
- ・民間物流事業者との連絡方法
- ・各民間物流事業者のリソースの確認と意見調整
- ・民間物流事業者の活動場所
- ・物資輸送拠点の運営に必要な人員及び持参する資機材
- ・民間物流事業者ごとの役割分担
- ・県と市町村の役割分担 等

について具体的なシミュレーションを行い、結果をとりまとめることを予定している。

また、検討会はオンライン開催とする場合がある。

② 役割分担

委託者

- ・日程調整、開催場所の手配（オンラインの場合がある）、開催通知
- ・検討会委員等への謝礼・交通費等の支払

受託者

- ・会場備品以外の必要備品の手配、専門家の紹介（必要な場合）
- ・検討会資料の作成・印刷（30～40部程度）

- ・ 検討会の録音、会議録の作成（概要版は検討会開催後 5 営業日以内に提出）

（５）マニュアル改訂案の作成

（１）～（４）を基に、本県の「災害時物流体制確保マニュアル」の改訂案を作成すること。

なお、現在の「災害時物流体制確保マニュアル」のデータ等は委託者より提供する。

（６）打合せ等

本業務に係る打合せを行う。

- ・ 打合せは、着手時、中間 2 回、成果品納入時の計 4 回を基本とする。
- ・ 業務の遂行上、委託者又は受託者が必要と判断した場合は、随時、実施するものとするが、変更設計の対象とはしない。
- ・ 打合せ記録簿の作成は受託者が行い、委託者に提出するものとする。
- ・ 着手時及び成果品納入時の打合せには、原則として管理技術者が立ち会うものとする。
- ・ 打合せ形式は、対面を原則とするが、委託者が支障ないと判断する場合は、WEB 会議での実施も可とする。

５ 業務実施上の条件

（１）受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。

（２）業務実施に当たっては、業務全体に責任を有し、かつ、同種又は類似業務の経験を有する者を配置するものとし、契約の締結以降業務完了まで交替しないことを原則とする。

ア 管理技術者は同種又は類似業務の実績を有し、かつ、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・ R C C M（都市計画及び地方計画部門）

イ 担当技術者は同種または類似業務の実績を有するものを 1 名以上配置するものとする。

（３）受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。また、業務実施に当たっては委託者と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について随時、報告すること。

（４）本業務の中で使用する画像、技術等において、既に他者が有する著作権所有権、第三者の肖像権等に対する必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。

（５）本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

（６）成果物の引き渡し後 1 年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。

（７）委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。

- (8) 関係法令を遵守し業務に当たること。
- (9) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に疑義が生じた場合は、遅延なく委託者と協議を行うものとする。

6 成果品

最終的な成果品は次のとおり納入すること。

(1) 成果品

①成果報告書 紙媒体 2 部

ア 災害時物流体制確保マニュアル改訂案

イ 検討会の資料・議事概要

ウ 本業務に係る協議資料

②電子媒体 1 部

ア 上記成果報告書の電子データ（PDF 形式及び加工が可能な形式）

イ 成案の基礎とした収集データ

※納入に用いた記録媒体は返却しない。

(2) 納品場所

徳島県万代町 1 丁目 1 番地

徳島県危機管理部防災対策推進課

(3) 納品期限

令和 8 年 3 月 2 5 日（水）

(4) 権利の帰属

本業務において、生じる著作権及び使用権は、委託者に帰属する。